

上野紗央里さん、 世界一に向けて

須恵町から世界に挑戦する人を紹介します。

11月26日(土)、27日(日)に行われるチアリーディング第6回世界選手権香港大会の日本代表ナショナルチームメンバーに、須恵町出身の上野紗央里さんが選出されました。

上野さんは、同競技トップレベルの日本文理大学に通われています。

世界大会の前に、「初心者で入部し、とても不安でした。しかし、『足りてないなら人の何十倍も練習しなくてはダメ！継続は力なり！』との監督からの言葉を信じ、練習に励みました。香港での世界大会で優勝する事を目指しながらがんばるので、エールをよろしくお願います。」とコメントをいただきました。



笑顔で華麗に技を決める
上野さん(写真左下)

百田さん、日高さん またも快挙!!

9月18日(日)、第6回全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会(大阪府大阪市)が行われました。

福岡県チームに百田尚真さん(須恵中・須恵剣友会)、日高榛花さん(同)が選抜され、大活躍。準優勝に大きく貢献しました。

大将を務めた百田さんは、「県代表として試合に出場できたことは光栄です。」と決意を新たにされていました。

また、日高さんは9月25日(日)に行われた第29回全日本小中学生女子個人選抜剣道練成大会(兵庫県姫路市)で、並みいる強豪を打ち破り、優勝を果たしました。



県代表として大活躍した
百田さん(写真左)と日高さん(写真右)

12月4日から12月10日までは 人権週間

人権週間

1948年(昭和23年)12月10日、国際連合第3回総会で、世界における自由、正義および平和の基礎である基本的人権を確保するため、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の標準として、世界人権宣言が採択されました。

1949年(昭和24年)、法務省と全人権擁護委員連合会が、毎年12月10日を最終日とする1週間を人権週間と定めました。

人権擁護委員

人権擁護委員法第2条、第6条および第9条を要約すると次のようになります。

- ・人権擁護委員は、地域住民の中から人格見識の優れた人たちが選ばれ、法務大臣から委嘱されます。
- ・任期は3年で、再任も可能です。
- ・国民の日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害による被害者を救済し、人権を擁護します。



人KEN まもるくんとあゆみちゃんは
全国で大活躍

また、第6条3項の中には、選挙権の表記から、国籍条項「日本国籍を持つ成年人」が明記されています。

人権擁護委員の仕事

1. 自由人権思想の啓もう活動。
2. 民間における人権擁護運動の助長。
3. 人権侵害事件の救済のための調査や情報を収集し、法務大臣への報告や関係機関への勧告など適切な処置を講じること。

国会では、以前から人権擁護法案について審議されています。8月には人権侵害救済法案の人権機関設置の基本方針が発表されました。私たちは知り、考える必要があります。

人権について考える一週間。まずは私たちが身近に相談できる人権擁護委員のことを改めて、勉強しましょう。

4. 貧困者に対して、訴訟援助その他の人権擁護のための適切な救済方法を講じること。

わたしの町の人権擁護委員

人権について、困ったことや心配なことがありましたら、人権擁護委員にご相談ください。

丸山信幸	☎ 935・1018
古川信泰	☎ 935・0337
東 紀子	☎ 932・4081
平嶋峰晴	☎ 933・5379
木下澄子	☎ 936・5045

(順不同・敬称略)

安河内義子さんが退任 木下澄子さんに委嘱

安河内義子さん(上須恵区)は、平成11年10月1日から今年9月30日まで4期12年という長期にわたり務められました。10月1日、新たに木下澄子さん(甲植木区)に委嘱されました。

須恵町嘱託職員(保育士、幼稚園教諭) 採用試験を実施します

- ▼採用期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日
- ▼採用予定人員 保育士、幼稚園教諭 採用数3人
- ▼受験資格 保育士資格並びに幼稚園教諭免許の両方を有する人
※ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。
・日本国籍を有しない人
・地方公務員法第16条に該当する人
- ▼受付期間 11月14日(月)～12月2日(金) 8時30分～17時
- ▼試験日時 平成24年1月中旬予定
- ▼場所 須恵町役場3階大会議室
- ▼試験内容 作文、人物(面接) 試験

11月16日は一斉ノー残業デー

福岡労働局では、11月を「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進月間」と位置づけています。

また、福岡県内の企業・働くみなさんに、一斉ノー残業デーの実施を呼びかけています。

働き方にメリハリを付けることも重要です。ノー残業デーを導入しているな

い企業などでは、この機会にノー残業デーを導入してはいかがでしょうか。詳しくは、福岡労働局のホームページをご覧ください。

▼問合せ先
福岡労働局労働基準部監督課
☎ 411・4862

検察審査員に選ばれたら ご協力を!

検察審査会は、犯罪の被害者や犯罪を告訴・告発した人から検察官の不起訴処分を不服として申し立てがあったときに審査を始めます。

審査員は、選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人が、国民を代表して、申し立てのあった検察官の不起訴処分を審査します。

審査員に選ばれたときには、国民の代表として、ご協力をお願いします。

▼問合せ先
福岡検察審査会事務局
☎ 781・3141

訂正お詫び

広報10月号で、次の箇所に誤りがありましたので、訂正してお詫びします。

- 5ページ見出し
誤 ▼須恵 中百田さん
正 ▼須恵 百田さん
- 15ページ「お正月料理教室料理教室生募集」中
正 ▼12月15日(木)
- 同「校区コミュニティ祭りのご案内」ページ
正 ▼11月6日(日)
- 19ページ「俳句」中
誤 ▼ささ波の湖に浮かぶこぼれ萩
正 ▼ささ波の湖に浮かぶこぼれ萩